

2009年 国民の休日に関する通達

2008年12月16日、国務院からの通達により2009年の国民の休日が確定しました。当該通達は、2009年の休日を明確にするのはもちろんのこと、次に詳解する通り、従業員の時間外給料との関係で重要な意味を有することとなります。

通常、国民の休日を連休とするため、国民の休日前後の出勤日を休日とし、その直近の土曜日もしくは日曜日の休日を振替出勤日とする措置が施されます。関連労働法規によると、従業員の時間外労働については通常50%の給料の上乗せが必要となりますが、「休日」の時間外労働については

100%、「法定休暇」中の時間外労働については200%の給料の上乗せが必要となるため、国民の休日に関する連休の内、いずれが「法定休暇」となり、いずれが「休日」となるのか、という点について、十分な注意が必要となります。

今回発表された国民の休日については「法定休暇」に当たり、国民の休日前後の休日については「休日」扱いとなります。一方、国民の休日を連休とするための振替出勤日の土曜日、日曜日については法律上「出勤日」扱いとなるため、休日の時間外労働として扱われません。

	連 休	法 定 休 暇	休 日
元 旦 1月1日	3日間 1月1日(木)～3日(土) 1月4日(日)の休日を1月2日(金)に振替、1月4日(日)は出勤日とする。	1月1日(木)	1月2日(金)・3日(土)
春 節 1月25日～27日	7日間 1月25日(日)～31日(土) 1月24日(土)・2月1日(日)の休日を1月29日(木)・1月30日(金)に振替、1月24日(土)・2月1日(日)は出勤日とする。	1月25日(日)・26日(月)・27日(火)	1月28日(水)・29日(木)・30日(金)・31日(土)
清 明 節 4月4日	3日間 4月4日(土)～6日(月)	4月4日(土)	4月5日(日)・6日(月)
労 働 節 5月1日	3日間 5月1日(金)～3日(日)	5月1日(金)	5月2日(土)・3日(日)
端 午 節 5月28日	3日間 5月28日(木)～30日(土) 5月31日(日)の休日を5月29日(金)に振替、5月31日(日)は出勤日とする。	5月28日(木)	5月29日(金)・30日(土)
国 慶 節 10月1日～3日	8日間 10月1日(木)～8日(木)	10月1日(木)・2日(金)・3日(土)・6日(火)	10月4日(日)・5日(月)・7日(水)・8日(木)
中 秋 節 10月3日	9月27日(日)・10月10日(土)の休日を10月7日(水)・10月8日(木)に振替、9月27日(日)・10月10日(土)は出勤日とする。また、10月3日(土)は、国慶節であると同時に休日かつ中秋節であるため、それぞれ10月5日(月)・10月6日(火)に振替。		

中秋節(10月3日)が国慶節(10月1日～3日)と重複している点について、振替日である10月6日(火)が法定休暇となるか否かについては、関係機関である「労働と社会保障局」における実務上の取り扱いが未だ確定していないとのことであり、今後の発表が待たれることとなります。